

米中貿易協議のポイントと今後の見通し

— 選挙を意識し合意のアピールが目立ったトランプ大統領 —

- 先週10-11日に米中閣僚級貿易協議が開催され、米政府は米中貿易協議が部分合意に至ったと発表しました。
- 中国側は慎重姿勢を崩しておらず、今後の交渉過程では、尚、紆余曲折が予想されますが、トランプ大統領としては、来年の大統領選を念頭に、早晩、正式合意を目指すものとみられます。

部分合意という成果を急いだとみられる米政権

先週10-11日に米中閣僚級貿易協議がワシントンで開催され、米政府は中国と合意の第一段階（部分合意）に達したとし、10月15日に予定されていた対中制裁関税の引き上げを見送ることを発表しました。米国側は、米国産農産品の購入拡大や為替制度の透明性強化などで合意したとし、トランプ大統領は「中国は400億ドルから500億ドルの米国産農産品を購入する」と発言するなど成果をアピールしました。一方、中国側は、部分合意という表現は用いず、中国メディアを通じた発表では農業や知的財産権の保護などで実質的な進展を得たとする程度に留め、米国産農産品の購入拡大額などについては一切言及しませんでした（図表参照）。

米中の発表における温度差の背景には、両国政府が置かれた事情の違いがあるとみられます。トランプ大統領としては、来年に大統領選を控えるなか、米国経済の減速および重要な選挙地域であるファームベルト（穀倉地帯）やラストベルト（錆びついた工業地帯）の景況が悪化し始めていることを受け、成果の発表を急ぎたかったものとみられます。

一方、中国としては、米国側から引き出した譲歩が10月の制裁関税引き上げの発動見送りだけでは、成果が乏し過ぎるとの判断があるものと考えられます。従って、中国側の要望である、既存の制裁関税の撤廃や、ファーウェイなど中国企業への制裁撤廃などについて、米国側からどれだけ譲歩を引き出せるかが、正式な合意成立に向けたポイントになると思われます。ただ、米国側はこれらに関して現段階では譲歩することに難色を示していることから、今後の協議は、尚、紆余曲折が予想されます。

今後、11月のAPEC首脳会議での米中首脳会談における正式署名を目指し、米中両国は部分合意の内容の詰めを行う見通しとなっていますが、上記の理由から予定通りに交渉が進展するかは予断を許しません。ただ、仮に、正式合意が遅れたとしても、ファームベルト、ラストベルトの景気動向などを踏まえると、トランプ大統領は年内もしくは来年2月の大統領選の予備選がスタートする頃までには、正式合意に至ることを目指すことになるのではないかと考えています。

図表 米中貿易協議を巡る主なポイント

米国側の発表概要（部分合意）	中国側の発表（報道）	米国の要望
米国産農産品の購入拡大 知的財産権の保護 為替制度の透明性強化 金融サービスの市場開放拡大 10月15日の制裁関税発動見送り	農業、知的財産権の保護、為替、金融サービス、貿易協力の拡大、技術移転、紛争解決などの分野で実質的な進展を得た	産業補助金など産業政策の転換 技術移転強要の法的な禁止 合意事項の履行検証
トランプ大統領の発言	中国側の発言	中国の要望
中国が400億から500億ドルの米国産農産品を購入する	合意の具体的な内容について言及せず	既存の制裁関税の撤廃 ファーウェイなど中国企業への制裁撤廃

（出所）各種資料を基に岡三アセットマネジメント作成

以上（作成：投資情報部）

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
購入時手数料: 購入価額 × 購入口数 × 上限3.85% (税抜3.5%)

- お客様が換金時に直接的に負担する費用
信託財産留保額: 換金時に適用される基準価額 × 0.3% 以内

- お客様が信託財産で間接的に負担する費用
運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担
 : 純資産総額 × 実質上限年率2.09% (税抜1.90%)

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他費用・手数料

監査費用: 純資産総額 × 上限年率0.0132% (税抜0.012%)

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商 号: 岡三アセットマネジメント株式会社

事業内容: 投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業

登 録: 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号

加 入 協 会: 一般社団法人 投資信託協会 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

<本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル **0120-048-214** (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)